

総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

1992年の刊行開始以来、本報告書は、他国の問題のある貿易政策・措置を明らかにすべく、国際的に合意されたルールを分析基準としてその遵守＝コンプライアンスの状況をチェックしてきた。GATT時代からのパネル運用の実績を下敷きに、1995年のWTO協定発効以降、各国によりWTO紛争解決手続が活用されることにより、WTO協定におけるルール重視の考え方は、国際的に広く共有されてきたと言える。その対象はGATTが規律する物品の貿易にとどまらず、サービス、知的財産等、貿易政策の様々な側面が規律の対象となっている。こうした背景を受け、本報告書では、2006年版に至るまで、WTO協定に基づく権利・義務の観点から、主要国の貿易政策を評価してきた。

しかし、国際的に合意されたルールは、WTO協定に限られるものではない。WTO協定以外の国際諸法規及び国際法上の基本原則の中にも、貿易関連の国際ルールとしてWTO協定を補完するものがある。諸外国が国際交渉の場において合意し、あるいは当事国どうしが交渉の結果合意し、履行することを相互に約束した事項について、その約束に違反している例があれば指摘し、その是正を求めることを通じて、よ

り安定した世界貿易体制の形成を目指すことが必要である。

近年、FTA/EPAの数が急激に増加している。FTA/EPAのWTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかったFTAが、2006年9月現在で211にまで急速に増大している¹。また、WTOに通報されていないFTA/EPAも多いといわれる。これほどのFTA/EPAの増大は、FTAや関税同盟をあくまで例外として位置づけたGATT起草者の意図を、おそらく超えるものであろう。

こうしたFTA/EPA急増の背景としてはいくつかの要因が考えられる。ECという巨大な共同市場の成立とその後の拡大は、NAFTAやAFTA（アセアン自由貿易地域）の成立を促したと想像される。関税同盟やFTA/EPAの成立は、それによって差別を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・FTA/EPAと地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。シンガポールやメキシコ、チリのように、比較的多くの国とFTA/EPAを締結している国の場合は、非加盟国の競争上の不利益の程度も大きくなるため、非加盟国にとって地域貿易協定を締結するインセンティブもそのぶん大きなものとなり

¹ http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regfac_e.htm

がちである。このように、FTA/EPA のネットワークは、雪だるま式に拡大していく構造を有している。1992 年発効の AFTA のように、それ自体が大きな経済圏である FTA/EPA と地域貿易協定を結ぶ魅力は大きく、既に発効済みの中・ASEAN（2005 年に物品貿易協定が発効）の他、署名済みの韓・ASEAN（2006 年に商品貿易協定署名）に加え、日 ASEAN、印 ASEAN、豪・NZ・ASEAN が交渉中であるなど、東アジアでの経済連携の動きも活発化している（FTA/EPA を巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向（2007 年 3 月現在）」を参照）。このように、世界的に見て、米国、EC、アジアを中心とする三大貿易地域で進展する地域貿易協定の動きや、アジア太平洋地域で APEC を軸に進められている地域協力の動きは、WTO の多角的貿易自由体制を支え、究極的には世界全体での貿易・投資の自由化へ貢献していくことが期待される。

このように、WTO におけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、EPA におけるバイラテラル（二国間）での取組とは、相互に補完し合うものである。しかし、国際経済ルール上は、最恵国待遇を第一の原則とする WTO 体制下において、特定の地域間で特別な取り決めを定める EPA は、あくまで WTO 体制の例外として位置づけられる。GATT 及び GATS 協定は、物品・サービスの自由貿易協定が WTO のマルチの貿易体制を浸食することを防ぐため、こうした自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第Ⅱ部第 15 章（地域貿易協定）参照）。

我が国は、2002 年発効の日シンガポール新時代経済連携協定を皮切りに、経済連携協定

（EPA）の締結を積極的に進めている。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、EPA はさらに広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力等を含み得る概念である。投資財産の保護、自由化、透明性等を規定する二国間投資協定（BIT）も、広い意味で、EPA の一環として捉えることができよう。

投資協定についてみると、二国間投資協定（BIT）は、2005 年末現在、世界に 2,495 あると言われ²、2005 年 6 月現在、ドイツは 135、イギリスは 105、米国は 46、中国は 115 の BIT を締結している³。FTA/EPA の中に投資関連条項を設けているものも多い。投資に係る措置に対しては、WTO 協定上は TRIMs 協定及びサービス協定によって限定的に規律されているに過ぎないが、FTA/EPA と同様、投資協定についても、その遵守や、WTO 協定との整合性を確保することが重要である。

冒頭に述べたとおり、本報告書は、1992 年の刊行以来、WTO 協定等国际的に合意されたルールを分析基準として各国の貿易・通商政策を検討するという基本方針を貫いてきた。このような本報告書の基本的視点からは、世界的に急増する FTA/EPA や BIT で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体の WTO 協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点から、第Ⅲ部においては、日本が締結した FTA/EPA 及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結された FTA/EPA や投資協定についても、最近

² UNCTAD World Investment Report 2006

³ <http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=2344&lang=1>

の主要な例を適宜紹介する。

2. 世界における経済連携の動向（2007年3月現在）

(1) 世界全体の概観

90年代以降、地域統合の動きは加速し、WTOに通報されている地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement(FTA)）等）の数は、1990年の27件から、2006年9月には211件に達している。

冷戦構造が崩壊し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成(1992年)、NAFTA発足(1994年)を軸として、欧米諸国は、経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂(1999年)は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域でのFTA/EPA推進を世界的な潮流として、さらに加速させることになった。

シアトル閣僚会議以降、FTA/EPAに関しても新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の貿易についてのFTAの要素を含みつつ、特定の二国間又は複数国間で域内のヒト、モノ、サービス、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い取り決めを内容とする協定を、わが

国では、経済連携協定（Economic Partnership Agreement(EPA)）と呼んでいる）。このように、WTOでの多角的交渉ではカバーできない様々な分野について、締約国間で、その経済実態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備することができるのが、FTA/EPAの一つの利点である。

また、近年のFTA/EPAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のFTA/EPAとともに、近接しない国・地域間でのFTA/EPAを締結する動きが活発化していることが挙げられる。例えば、EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定などが挙げられる。このようなFTA/EPAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTA/EPAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

さらに、「地域統合型」のFTA/EPAについても動きがある。

WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34カ国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した（現在、批准手続き中）。また、米国と中

米諸国との FTA (DR-CAFTA) も 2004 年 8 月に署名され、国ごとに順次発効している。

また、従来、取組が遅れていた東アジアにおいても、地域統合の動きが急速に進みつつある。中でも、ASEAN をめぐる動きは活発である。まず、ASEAN 域内に関し、1992 年に「ASEAN 自由貿易地域」の推進に合意し、翌年から関税引下げを開始。2015 年までに経済共同体を構築する予定となっている。なお現在、加盟国に対して拘束力のある「ASEAN 憲章」の起草が行われている。また、ASEAN と中国は、2004 年 11 月に物品貿易の自由化に関する協定に署名し、2005 年 7 月より関税引き下げを開始した。ASEAN と韓国との間では、2005 年 12 月に FTA の枠組みに関する基本協定に署名し、2006 年 4 月にタイを除く 9 か国が物品貿易の自由化に合意。さらに、ASEAN とインドとの間でも、交渉中である。

我が国も 2003 年 10 月、ASEAN との間で包括的経済連携の枠組みに合意・署名し、2004 年 11 月の日 ASEAN の首脳間の合意に基づき、2005 年 4 月に交渉を開始した。また、経済大臣間、首脳間において、交渉開始から 2 年以内に終了するよう努力することを約束した。我が国と ASEAN は二国間での EPA にも力を入れており、シンガポール、マレーシアとの EPA が発効、フィリピンとの EPA に署名に至っているほか、タイ、インドネシア、ブルネイ、ベトナムと交渉を行っている（「3. 我が国における取組」参照）。

豪州・ニュージーランド (ANZ-CER) についても、2005 年 2 月に ASEAN との交渉を開始し、2 年以内に交渉を終了することに合意した。また、両国は二国間での取組も同時並行的に推進しており、豪州においては、2005 年 1 月より、タイとの間で協定が発効されている。ニュージーランドにおいては、シンガポールとの間で協

定が発効しており、2004 年 11 月にはタイとの間で実質合意に至った。なお、米国もシンガポールとの間での協定発効に続いて、2004 年 6 月にタイとの間で交渉を開始している。

東アジア地域においては、ASEAN と各国との FTA/EPA に加え、ASEAN+3（日中韓 ASEAN）、ASEAN+6（ASEAN+3 各国、インド、オーストラリア及びニュージーランド）及び APEC（アジア太平洋経済協力）の枠組で、広域経済連携の取組が進められている。特に 2006 年に日本が提案した、ASEAN+6 による「東アジア包括的経済連携（東アジア EPA、CEPEA）」の研究については 2007 年 1 月の第 2 回東アジアサミットで合意された（なお、同時に、東アジアの持続的成長のために政策提言等の知的支援を行う「東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)」の設立について歓迎を得た）。

このような、米州、東アジア、オセアニア地域等における地域統合等に関する取組の進展を受け、2004 年 11 月の APEC 閣僚会合では、FTA に関するベストプラクティスが採択され、APEC 加盟国が締結する FTA は、APEC の原則及び WTO 協定との整合性、包括性、透明性、貿易円滑化等の特徴を備えることとしている。また、2006 年 11 月に米国が APEC ワイドの FTA(FTAAP)を提案。これを含め、地域経済統合を促進する方法について 2007 年の首脳会議に報告するべく検討することとなった。

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

① 米州

(a) 北米自由貿易協定 (NAFTA: North American Free Trade Agreement) の概観

カナダ、米国、メキシコの 3 か国で構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1992 年 12

月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則の統一等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。

NAFTAは、中南米諸国との関係強化を進めており、すでにチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国ともFTAを締結している。

(b) 米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）の概観

キューバを除く米州34ヶ国による自由貿易地域を創設する構想。2005年12月までの協定発効を目指して交渉してきたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メルコスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。そのため、2003年11月のマイアミ閣僚会議において、FTAAでは全締約国共通に適用される最低限の義務だけを定め、それ以上の自由化約束は締約国間で個別に交渉するというFTAAライト（Light）の成立を目指すことで合意した。しかしながら、2004年2月の第17回貿易交渉委員会において交渉方法に関する議論が膠着状態に陥り、交渉は中断した。

その後、具体的な交渉が行われないまま、2005年11月、マル・デル・プラタで開催された米州サミット（キューバを除く米州34か国の首脳会議）では、メルコスールが、米州域内に経済力の差が存在しており公平なFTAAを実現するための条件が整っていないとしてFTAA推進に反対し、ベネズエラはFTAAそのものを否定し全く異なった統合体を追求すべきとしたため、FTAAの交渉は完全にストップし、現在、交渉再開の目処は立っていない。

(c) 南米南部共同市場（MERCOSUR：Mer-

cado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイおよび2006年7月に正式加盟したベネズエラを加えた5か国で構成される関税同盟である。なお、ベネズエラは、今後、加盟国として、対外共通関税への統合と域内関税の廃止が必要となっている。また、1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドルと経済補完協定を締結し、これら4か国を準加盟国としている（メキシコを準加盟国とする動きもある）。メルコスールの統合については、現在、ウルグアイおよびパラグアイがメルコスールによる恩恵を受けられていないと域内不均衡に不満を示しており、ウルグアイは独自に米国、中国、インド等とのFTAを模索する動きを示している。また、政治的思惑が先行された形で、ベネズエラのメルコスール加盟もあり、メルコスールはその維持・拡大・深化の在り方が問われている。

また、EUとのFTA交渉については、農産品等の扱いで交渉は一時頓挫し、その後2005年9月のEUメルコスール閣僚会合では交渉の継続を確認しているが、以後、実質的な交渉は行われていない。交渉が進展していない背景には、まずは、WTOにおける農業交渉の進展を見守るとの両サイドの判断がある。アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、イスラエルとは2006年からFTA交渉を行っており、中国、韓国、インド、パキスタン、GCC（湾岸協力会議）、エジプト、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、

パナマ、ベリーズ)、カリブ共同体(CARICOM: カリブ諸国 14 カ国と 1 地域)とは、特惠貿易協定(PTA)交渉および共同研究等を通じて、将来の FTA 交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。

我が国との関係では、2005 年 5 月、第 11 回日本ブラジル経済合同委員会において、日本ブラジル EPA に係る共同研究会設置についての共同コミュニケが発出された。両国の経済団体(日本経団連及びブラジル全国工業連盟)は、日本ブラジル EPA の締結に向けた働きかけに取り組むこととしている。また、在アルゼンチン日本商工会議所及び日亜経済委員会日本側委員会の日本アルゼンチン FTA 研究会は、2004 年 3 月、日本メルコスール FTA の早期締結に係る要望書を日本政府に提出している。

(d) アンデス共同体 (CAN: Comunidad Andina) の概観

1969 年に発効したアンデス地域統合協定を 1996 年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの 4 ヶ国で構成される関税同盟である(ベネズエラは 2006 年 4 月に脱退表明、ただし、通商関係制度は脱退後も 5 年間は有効。チリは 2006 年 9 月準加盟)。

域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは 1993 年までに撤廃し、ペルーは 97 年から引き下げを開始し、2005 年 12 月末に完全撤廃。2006 年 1 月、自由貿易市場がスタートした。

対外共通関税については、4 段階の新対外共通関税を 2004 年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及びコロンビア、ペルー、エクアドルの対米 FTA 交渉により一時議論が停滞し、2007 年 1 月 31 日まで発効を停止することが合意されている。

主要動向として、EU とは、2006 年 6 月経済

連携協定の交渉開始を求める EU 首脳宛書簡に 4 カ国首脳が署名した。今後交渉が行われる予定である。米国とは、2006 年 4 月及び同年 11 月、ペルー及びコロンビアが FTA に署名、エクアドルは、2006 年 5 月の米国石油企業との参入契約破棄問題を巡り交渉が中断している。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国はこれまで、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002 年 8 月の 2002 年通商法(貿易促進権限 (TPA) を含む)の成立を契機に、チリ、シンガポールを始めとして FTA 交渉を積極的に展開しており、さらに 2003 年 9 月の WTO カンクン会合が合意に至らなかったことにより、この動きを加速させている。米国は FTA を単なる貿易自由化による経済的な観点で位置づけるにとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開する意図を示している。2007 年 1 月時点では、上記 NAFTA、ヨルダン及びイスラエルとの FTA に加え、シンガポール、チリ(いずれも 2004 年 1 月～)、オーストラリア(2005 年 1 月～)、モロッコ(2006 年 1 月～)、バーレーン(2006 年 1 月～)との間で FTA が発効している。

これら以外にも、中米 5 カ国(エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ)及びドミニカ共和国との FTA (DR-CAFTA)について、2004 年 8 月に署名、2005 年 7 月に議会承認が行われ、現在までにコスタリカを除く各国との間で発効している。

さらに、オマーンとの FTA については、すで

に交渉を終了している。アンデス諸国（コロンビア、ペルー、エクアドル）との FTA は、ペルーとの間で 2006 年 12 月に交渉を終了。コロンビアとの間では 2006 年 11 月に調印。エクアドルとの間では 2006 年 5 月以降交渉が中断している。

パナマとの FTA は 2006 年 12 月に合意に達したが労働条項について継続協議が行われることとなった。

その他、交渉継続中のものとして、米州自由貿易地域 (FTAA：キューバを除く北中南米 34 か国)、南部アフリカ関税同盟 (ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦との FTA がある。

また、米国は 2006 年 2 月、韓国との間で、5 月から正式に FTA 交渉入りすることを公式に発表し、2007 年 3 月に第 8 回交渉を開催した。また 2006 年 11 月には、APEC ワイド FTA (FTAAP) を提案した。

(ii) メキシコ

メキシコは、2005 年 4 月から発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU (EU の項参照)、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々などと FTA を締結している。また、2005 年 9 月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意したが、FTA に比べて自由化の対象が限定される特惠貿易協定となっている。

(iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、EU、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア等とは FTA を、EU、P 4 (シンガポール、NZ、ブルネイ) とは経済枠組み協定を、その他の中南米諸国及びインドとは経済補完協定または部分関税協定を署名又は発効させている。また、タイ、マレ

ーシア等とは FTA 締結に向けて共同研究を行っている。

また、我が国とは、2006 年 2 月より EPA 交渉が開始され、2007 年 3 月に署名に至った。

② 欧州

(a) 欧州連合 (EU：European Union) の概観

1957 年 3 月に調印されたローマ条約に基づき 1958 年 1 月に発足した欧州経済共同体 (EEC) は、共同市場の創設を目指すもので、1968 年までに関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、域内障壁の撤廃、「モノ・ヒト・サービス及び資本」の 4 つの移動の自由化を経て、経済・通貨統合に加え、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が 1993 年 11 月に発効し、12 か国で構成される「欧州連合 (EU)」が発足した。その後、1995 年 1 月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して 15 か国となった。さらに同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ 1999 年 5 月、2003 年 2 月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする 10 か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが 2004 年 5 月に正式加盟し、25 か国体制となった。2005 年 10 月にはクロアチア及びトルコとの加盟交渉が開始されている。また、ルーマニア及びブルガリアは 2007 年 1 月に加盟し、EU は 27 か国体制に移行した。

趨勢的に拡大を続ける EU では、求心力の維持、統合の深化を図るために、2004 年に欧州憲法条約を採択し、同年 10 月に EU 全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が国内法に基づき批准を行うこととなったが、仏、蘭の欧州憲法条約批准に係る国民投票で否決されたことを受け、2005 年 6 月の欧州理事会 (EU 首脳会

議)では、2006年11月1日とされていた欧州憲法の発効期限を延期することで合意した。現在も発効に向けた努力が続けられているが、今後批准作業を進めるかどうかは各国の判断に委ねられているほか、加盟国間の意見対立のために今後の動向はなお不透明である。なお、憲法条約の一部の発効を目指す可能性もある。

(b) EUのFTA締結に向けた動き

EUは、1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び1994年当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域（EEA：European Economic Area）」を発足させている。

地中海諸国との間においても経済関係の強化を進めている。1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、2010年までに地中海諸国との間に自由貿易地域の創設を目指している。

こうした周辺諸国以外とも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。

アフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77か国とは、2000年6月にコトヌ協定を締結。これは、EUからACP諸国に対する特惠待遇による開発援助的性格が強かったロメ協定を後継するもので、FTAと一般特惠制度（GSP）との2本立てからなるEU-ACP諸国間の新たな協力関係を形成することを目的としている。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始されており、2007年末までにACP

内でいくつかの地域統合の整備・強化を図りつつ、各々の地域統合と経済連携協定を締結し、その後12年間の移行期間を経て2020年には完全な自由貿易地域を形成する予定となっている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定について1999年11月に合意、翌年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスの分野では、鉱工業品が100%の自由化、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化しているが、品目の国内産業のセンシティブ性やEUとメキシコの経済発展の度合いに応じて自由化のスケジュールに差をつけている。メキシコがNAFTA加盟国であることから、本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和させるとともに、ハブ機能を持つことによって、さらなる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、チリとの間ではFTAを含む経済枠組協力協定が2002年11月に発効している。

さらに、メルコスールとの間で1995年12月に、包括的な政治経済連合を目指し、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含むEU—メルコスール連合協定交渉の準備を目的とする、地域間協力枠組協定に署名した。農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりは大きく、交渉は一時頓挫したものの、2005年9月のEU・メルコスール閣僚会合において、引き続き交渉を継続することを確認し、2006年11月、交渉実務者レベル間で交渉再開に合意した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコス

ールは EU に対して農産物・食品市場の一層の開放を求めている。

湾岸協力会議 (GCC: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) とは、1990 年に FTA 交渉を開始した。当初大きな進展は見られなかったものの、2005 年 EU・GCC 閣僚会議において、サービス貿易、工業品の輸入関税及び公共調達分野を中心に交渉を加速させ、交渉は全ての分野で合意が成立してはじめて妥結する「一括受諾方式」とすることで合意した。

アジアとの関係においては、ASEAN との FTA に関する研究を 2005 年 4 月より実施し、2006 年 5 月には報告書を公表、FTA 締結を提言している。また、韓国との間でも 2006 年 5 月に研究を開始することに合意、翌月より予備的協議を開始、2006 年 9 月の首脳会談において予備的協議の継続を確認している。さらに、中国とは 2006 年 9 月の EU 中国首脳協議の場において 1985 年に締結した貿易経済協力協定に代わる新たなパートナーシップ協力協定の交渉開始に合意した。インドとの間では、2006 年 10 月 13 日の EU インド首脳協議において包括的貿易投資協定の交渉開始をエンドースしている。このように、EU は現在、特にアジアとの関係を強化する傾向にある。

③ アジア

(a) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA: ASEAN Free Trade Area) の概観

AFTA は、1992 年 1 月の ASEAN 首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟 10 か国に跨る自由貿易地域である。

1993 年 1 月より関税引き下げを開始した。共通実効特惠関税 (CEPT: Common Effective Preferential Tariff) 制度により、段階的に域内

関税を引下げ、最終的には 2003 年までに 0 ~ 5 % に引き下げ、CEPT 対象品目 (付加価値の 40 % 以上が ASEAN 域内で生産された全ての工業製品と農産品) に関する数量制限を 2003 年までに撤廃するとしていたが、1998 年 12 月の ASEAN 首脳会議において、CEPT 対象品目の拡大及び ASEAN 6 か国 (フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア) の域内関税の引下げを目標の 2003 年から 2002 年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN 6 か国については、AFTA の実施目標より 1 年早め、2002 年とすることとなった。2002 年 9 月の AFTA 評議会では、ASEAN 6 か国については、2002 年 1 月 1 日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。なお、ベトナムは 2003 年、ラオス、ミャンマーは 2005 年、カンボジアは 2007 年を、可能な限り多くの品目の関税を 5 % 以下に引き下げる目標年としている。

これに加え、CEPT に先立つ形で 1996 年 11 月に発効した ASEAN 産業協力スキーム (AICO: ASEAN Industrial Cooperation scheme) は、ASEAN 諸国内で現地資本比率 30 % 以上や現地調達比率 40 % 以上などの条件の下、AICO 適用製品として認定された製品について、域内の二国以上の認定国間で相互に 0 ~ 5 % の特惠関税が適用される制度である。AICO については、2002 年の ASEAN 経済閣僚会議において、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、シンガポールは 2003 年 1 月までに、AICO 税率を 0 % にすることに合意した。2004 年 4 月、ASEAN 経済大臣会合において議定書に署名し、現在、各国が新 AICO 税率導入の通達作成等の国内手続きを実施中である。

また、1999 年の ASEAN 首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税を ASEAN 6 か国について

は2010年、残りの4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体(AEC)実現に向け、優先11業種(木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光)のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。さらに、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、全てのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。

なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意。2007年1月の首脳会議では、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒しで創設することと、法的拘束力のある「ASEAN憲章」を11月までに起草することを決定。従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」及び「内政不干渉」の原則の見直しが論点となっており、今後、ASEANが地域共同体として質的な転換を遂げる可能性がある。

(b) ASEANを巡る動き(「ASEAN+1」の取組)

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド(ANZ-CER)等が、ASEANとのFTA/EPA締結への動きを活発化させている。

(i)中国 ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱首相が中国ASEAN FTAを提案。2001年11月の首脳会議

では、①中国 ASEAN 間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国 ASEAN 自由貿易地域(FTA)を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目(いわゆる「アーリーハーベスト」)を、今後の協議により決定することに合意。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国 ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月に発効した。2004年11月の首脳会議においては、「包括的経済協力枠組み協定」における物品貿易の自由化に関する協定に署名し、2005年7月から関税引下げを開始している。

(ii)韓国 ASEAN FTA

2004年3～8月の韓国 ASEAN FTA 専門家共同研究会開催後、2004年11月の韓国 ASEAN 首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した(CLMVは別途設定)。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国 ASEAN 通商長官会談において「紛争解決協定」に署名した。また、物品貿易協定の関税自由化方式に合意(タイを除く)し、関税撤廃の範囲を原則2010年1月1日までに全品目の90%以上とすることを決定した(2005年12月時点)。

(iii)インド ASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定。政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。2004年1月に交渉を開始。2011年(一部の国については2016

年)までのFTA創設を予定している。2005年6月、物品貿易について交渉終了を予定していたが、原産地規則について交渉が難航し、現在も交渉中である。

また、インドはタイとの間で二国間FTA交渉も行っており、2003年10月に枠組み協定に署名した。2004年9月からアーリーハーベスト82品目の関税削減を開始(2006年までに撤廃)。またシンガポールとの間では2005年8月に包括的経済協力協定(CECA)が発効。

(iv) 豪州・ニュージーランド (ANZ-CER)

ASEAN FTA

2002年9月のアセアン・CER経済大臣会合において、豪・NZ(CER)とアセアンは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言(FTAは含まれない)に署名した。これによりアセアンとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築に合意した。また、2010年までにアセアンとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN-豪・NZ記念首脳会議において、ASEAN-豪・NZとのFTA交渉を2005年早期に開始し2年以内に交渉を終了することで合意した。2005年2月に交渉を開始し、これまでに4回の会合を開催している。なお、豪タイFTAは2004年7月署名、2005年1月発効。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA/EPA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド(2001年1月)、日本(2002年11月)、EFTA(2003年1月)、豪州(2003年7月)、米国(2004年1月)、ヨルダン(2005年8月)、インド(2005年8月)、韓国(2006年3月)、パナマ(2006年7月)とのFTA/EPA及び太平洋4カ国(2006年5月:ニュージーランド、シンガ

ポール、7月:ブルネイ、11月:チリ)での経済連携協定が発効している。また、ペルーとの交渉は実質合意しており、パキスタン、スリランカ、カナダとは交渉中、エジプト、中国、GCC(湾岸協力会議)とは交渉開始に合意している。なお、カタール、クウェート、バーレーン、アラブ首長国連邦と行われていた取組は、GCC全体との交渉に一本化された。

(ii) インド

2003年10月、ASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストを実施。シンガポールとは包括的経済協力協定(CECA)が2005年8月に発効。

2004年1月には南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7ヶ国が対象となるSAFTA枠組み協定に署名。2006年1月に発効。2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(後述)。なお、スリランカとはFTAを締結済み。インドは、メルコスール、チリ、南アフリカ、GCC、SACU(南アフリカ関税同盟)、BIMSTEC(後述)との間でFTA枠組み協定を締結。メルコスール(2005年3月)やアフガニスタン(2003年3月)とはPTA(特惠貿易協定)を締結。エジプトとは同交渉中。また、インドは、中国、韓国、モリシャス等との間で、FTA/EPAの研究会を開催。中国とは2005年に再度研究会を開催する報告書を提出。韓国とは2006年1月に包括的経済連携協定(CEPA)を提言する報告書を提出し、同年2月からCEPAの交渉を行っている。マレーシアとの間でも2004年12月からCECA交渉中である。

我が国とも2007年1月にEPA交渉を開始した(我が国の取組の項参照)。

(iii) タイ

タイは近年各国との経済連携強化に積極的に動いている。豪州とは、2004年7月、協定に正式署名をし、2005年1月に協定が発効した。ニュージーランドとの間でも、2005年7月に協定が発効した。バーレーン、ペルー、インドとの間では、枠組み協定を締結している。また、中国との間では、2002年11月、ASEAN全体との取組として中ASEAN包括的経済協力枠組み協定を締結し、アーリーハーベストを実施。現在、日本(2005年9月に大筋合意)、米国(2004年6月に交渉開始)と交渉中である。

(iv) マレーシア

マレーシアは他のASEAN諸国と比して、FTAに関する取組は遅れていたが、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。我が国との間では2006年7月、日マレーシアEPAが発効した。その他各国との取組については、米国との間で2004年5月に貿易・投資枠組み協定(TIFA)を締結し、本協定に基づいて合同協議会を設置、2006年6月よりFTA交渉を開始した。2005年5月からは、オーストラリアおよびニュージーランドとの間でFTA交渉を開始した。パキスタンとは2005年4月にFTA交渉を開始するとともに、2006年1月には(マレーシア側)アーリーハーベスト(関税率10%以下の114品目について関税削減)を実施した。インドとは、2004年12月に包括的経済協力協定(CECA)交渉を開始した(前掲)。また、チリとは共同検討会合を実施中である。

(v) 韓国

韓国は、世界的にFTA/EPAが拡散する趨勢に効率的に対応するため、2004年12月に外交通商部にFTA局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA/EPA締結を加速させている。

我が国とのEPA交渉は、関税譲許に関する双方の立場の違いにより2004年11月以降、事実上中断している。チリとは2004年4月、シンガポールとは2006年3月、EFTAとは2006年9月に協定を発効している。ASEAN10カ国とは2005年12月にFTAの枠組みに関する基本協定に署名し、2006年4月にタイを除く9カ国と商品貿易自由化で合意した。インドとの間では、2005年12月に共同研究報告書に署名し、2006年3月から交渉を開始、2007年末の妥結を目標としている。2005年1月から予備交渉を開始しているカナダとは、2005年7月に本交渉を開始した。メキシコとは2005年9月に戦略的経済補完協定の交渉開始に合意後、2006年2月に交渉を開始した。米国とは2006年6月から交渉を開始し、2007年3月末までに合意、2008年からの発効を目標としている。メルコスールとは、2005年4月から政府間共同研究会を開催している。

新たなFTA締結の可能性についての研究として、中国との間では2007年始めから1年間の産官学共同研究を開催することとしている。日中韓においても、研究機関が共同研究を実施している。EUとは2006年7月にFTA交渉開始のための予備実務協議を開始している。豪州とは共同研究会の立ち上げについて検討を行っている。

(vi) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。2006年11月には6回にわたる政府間交渉を経てパキスタンとのFTAを締結、今後すべての貿易品目を対象に2段階に分けて関税を引き下げる。ASEAN(04年締結)、チリ(05年締結)に次いで3番目のFTA締結となった。現在まで、ニュージーランド、オーストラリア、GCC(湾岸協力会議)と政府間交渉を行ってきており、新たに2006年8

月にシンガポール、2006年12月にアイスランドとの政府間交渉開始に合意した。また、2006年11月には韓国との産官学共同研究の開始について合意した。香港との間では、2006年6月にCEPA（香港と中国本土間の経済・貿易緊密化取り決め）第4ラウンドに合意、従来の1,370品目に加え新たに37品目の香港製品の関税が免除、サービス分野においても更に市場開放が進むこととなった。

(vi) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となるSAFTA枠組み協定に署名。2006年1月に発効。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を20%に削減。LDC国は同様に30%まで削減。2016年までに同最高税率を0～5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設している。

(vii) BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ）

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7ヶ国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。2006年7月より関税の削減を開始し、2012年6月まで（最貧国（バングラデシュ、ネパール、ブータン）は2015年6月まで）に関税を撤廃する予定である。

物品貿易の自由化に関する協定交渉を2004年8月より開始し、2005年12月までに交渉を終了する予定である。投資・サービスについては、2005年の然るべき時期に交渉を開始し、2007年までに交渉を終了する予定である。

(d) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

東アジアを中心とするアジア太平洋地域においては、前述の「ASEAN+1」の取組のほか、ASEAN+3（日中韓ASEAN）、ASEAN+6（ASEAN+3各国、インド、オーストラリア及びニュージーランド）及びAPEC（アジア太平洋経済協力）の枠組で、広域経済連携を目指す取組が重層的に進められている。

(i) 東アジア共同体（ASEAN+3とASEAN+6）

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議を開催（以後常設化）、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。なお、2003年の日ASEAN特別首脳会議で東京宣言が採択され、東アジア共同体の構築に向けた協力深化が日ASEANの共通戦略の一つとして確認されている。

2005年12月には、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議(EAS)」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成の「重要な役割(significant role)」を果たすことなどを確認する共同宣言を発出した（2007年1月に第2回EAS開催）。あわせて

ASEAN+3 首脳会議も開催され、共同宣言で ASEAN+3 を東アジア共同体実現の「主要な手段(main vehicle)」と位置づけた。議論において、日本やシンガポールは EAS と ASEAN+3 をそれぞれ共同体形成のために必要なプロセスと主張する一方、中国などは ASEAN+3こそが共同体形成のための主要なプロセスであると主張した。

(ii) 東アジア経済統合 (EAFTA、CEPEA、ERIA)

EASG 報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域(EAFTA)」を挙げている。2005 年 4 月、中国提案に基づき、ASEAN+3 の専門家による EAFTA の実現可能性に係る研究が開始され、2006 年 7 月、ASEAN+3 による FTA 構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書がまとめられた。8 月の ASEAN+3 経済大臣会合では、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、翌年 1 月の ASEAN+3 首脳会議で専門家による研究の継続が決まった。

他方、ASEAN+6 についても、域内貿易の急増、国境を超えた生産ネットワークの拡大など、経済実態としての結びつきが強まっており、制度化を図ることが必要である。ASEAN と日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの FTA/EPA の取組が進展しており、これを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006 年 8 月、日本は ASEAN+6 による「東アジア包括的経済連携(東アジア EPA、CEPEA)」の研究を提案。各国の経済大臣から概ね賛同を得た後、2007 年 1 月の第 2 回 EAS において、専門家による研究の開始に首脳間で合意した。

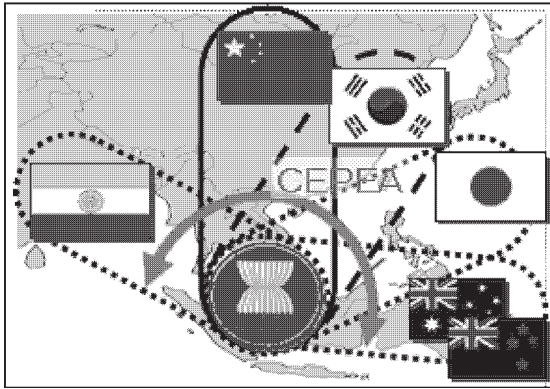
同時に、日本は、東アジアの持続的成長のために政策提言等の知的支援を行う「東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)」の設立を提案、同様に第 2 回 EAS において首脳間で歓迎を得た。貿易投資、エネルギー環境等、域内共通の幅広い課題に対応し、将来的には政策協調等を行う「東アジア版 OECD」へ段階的に発展することが期待される。

(iii) APEC (アジア太平洋経済協力)

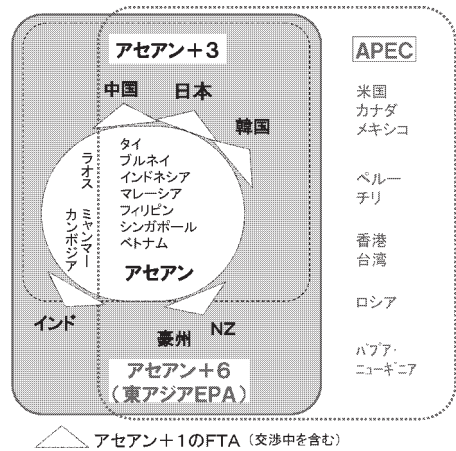
1989 年に発足した APEC は、1994 年にインドネシア・ボゴールで行われた首脳会議において、先進国は 2010 年(途上国は 2020 年)までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標に掲げた(ボゴール目標)。FTA は本目標達成のための有力な手段として位置付けている。まず、当地域における FTA の質を高めるための具体的な取組として、FTA の主要な分野について FTA 交渉の参考となるような「FTA モデル措置」を策定中(2008 年まで)。更に、2006 年 11 月の APEC 首脳会議において、米国が APEC ワイドの FTA(FTAAP)を提案。長期的展望としての FTAAP を含め、地域経済統合を促進する方法について 2007 年の首脳会議に報告するべく検討することとなった。わが国は、1989 年の設立以来、APEC を通じたアジア太平洋地域の地域協力の推進に主体的に貢献してきており、2010 年には首脳会議を主催する予定である。わが国は、将来へ向けて、東アジアにおける取組をビルディング・ブロックとして、如何にアジア太平洋地域の貿易・投資の自由化へ、更には WTO 体制を通じた世界全体の貿易・投資の自由化に広げていくのか、積極的に議論をリードしていく必要がある。

ASEAN と東アジア EPA

〔ASEAN は日本、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランドと FTA/EPA に取り組んでいる。〕



アジア太平洋の重層的枠組



3. 我が国における取組

我が国の通商政策の基本は、WTO 新ラウンドへの主体的参画等による国際的な共通ルールを整備・強化、及び自由かつ透明な国際的経済活動の環境整備を目指すことである。しかしながら、WTO では加盟国数の増加、交渉項目の多様化等の結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。他方、諸外国が経済連携強化の取組を加速させるなど、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は近年著しい変化を遂げている。このような中で、我が国の対外経済政策は、WTO による基盤的な国際通商ルールを整備・強化とルールに基づく紛争解決を基本としつつも、WTO における取組を補完するものとして、地域間あるいは二国間における FTA/EPA を戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済施策を展開していく必要がある。

EPA では、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールの整備、人的交流の拡大など、

幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することを目指している。経済連携における交渉相手国・地域の決定にあたっては、経済上・外交上の視点、相手国・地域の状況等を総合的に勘案し、我が国の国益に資するものとすることが重要である。また、二国間の枠組みだけでは解決できないような問題に対処するため、地域的な枠組みでの取組も併せて推進し、質の高い協定の締結を通じ、将来的により自由で開かれたビジネス環境の構築を目指している。

FTA/EPA の締結によって我が国が得られるメリットとしては、以下の点が考えられる。

i) 域内企業間の競争と、エリアワイドでの経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。

ii) 関税の撤廃、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに、規模の経済による利益を享受することが可能になる。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待される。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなFTA/EPAのメリットは、他国に先んじてFTA/EPAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTA/EPAが締結されることになれば、FTA/EPAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

冷戦構造崩壊後、90年代を通じて欧米がFTAを積極的に推進してきた一方、我が国は大きく出遅れた。FTA/EPAを締結するには、農業分野など我が国のセンシティブセクターの自由化が大きな課題となるが、我が国経済との相互依存関係の深い東アジアにおいてもFTA/EPA締結が加速するなか、国益を見据えて、FTA/EPA推進に向けた一層の努力が必要であると考えられる。

上述のとおりFTA/EPAはWTOでの多数国間の取組を補完するものであり、決してそれを代替するものではない。例えば、WTOにおける合意は多数国間の経済厚生を増加させ、また、FTA/EPAによって生じる各種制度の錯綜状態（いわゆる「スパゲティボウル現象」）を平準化する効果を有する。また、FTA/EPAと異なり、ある国・地域がWTOのような多数国間での合意事項を遵守せず他国の経済厚生を低下させている場合には、複数国・地域でもって連携・

対処するという協力関係を構築しやすい。さらに、WTOの紛争解決制度は幅広い分野において透明かつ実効的な形で多数国間における規律の遵守及び明確化に貢献しており、これらはFTA/EPAにはない側面である。このように、WTOにおける合意形成は決して容易ではないものの、達成された場合の効果は計り知れない。

我が国としては、WTOによる基盤的国际通商ルールの深化・拡充に積極的に貢献することを基本としつつ、FTA/EPA交渉を通じた地域秩序構築へ、主体的に関与していくとの姿勢が必要であろう。

【取組の状況】

現在、経済的に相互依存関係の深い東アジアや資源国との取組を進めている。

(a) 東アジアとのEPA

我が国と東アジアの国々との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態としてすでに深い経済的な相互の依存関係が構築されている。さらに、日本の全輸入に占めるシェア、全輸出に占めるシェアが、99年にはそれぞれ44%、39%だったのが、2004年にはそれぞれ50%、51%に増加し、また日本から東アジアへの直接投資割合も99年の7%から2004年には40%に増えるなど、日本と東アジアとの相互依存関係は急速に深化している。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力、内需両面において成長が緩やかに留まるであろう我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれる東アジアとの更なる経済関係強化は、物品貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等、多面的なチャネルを通じて東アジアと我が国がともに成長するために不可欠なものである。そして、経済関係の強化のためには、前述のような効果を持つEPAは、極めて有効な手段となり得る。

東アジアとの EPA による効果としては、次のような点が挙げられる。

① 上述のように、貿易・投資面等において東アジアの重要性が高まっているにもかかわらず、東アジア諸国の関税率は先進諸国と比較して概して高水準であり、投資についても、外資規制、事業関連規制、不透明な制度運用等の障壁が残っている国々もある。EPA を締結することで、貿易・投資障壁が撤廃・削減されることにより大きな貿易・投資拡大効果が期待でき、我が国にとっては市場の確保が、東アジア諸国にとっては投資増大による一層の経済成長が期待される。

② 現在、東アジア域内では、工程間分業や産業内貿易が拡大してきている。EPA を通じた貿易・投資障壁の撤廃、域内制度の整備、経済協力政策等により、域内の取引コストの削減が図られ、こうした生産・流通ネットワークの担い手である産業の競争力強化に資する。また、域内分業、域内取引の増大は域内諸国の経済成長にも資する。

③ また、近年東アジアにおいて、EPA 締結の動きが活発化しつつある中で、EPA が存在しないことによって我が国企業の競争力が損なわれることとならないためにも東アジアとの EPA は重要である。

このように、東アジアとの EPA は、我が国にとって重要な意義を持つだけでなく、東アジアの他の国々にとっても、エリアワイドで障壁をなくすことによる域内分業・域内取引の増大、投資の促進等を通じた一層の経済成長や、これに基づく政治、経済の安定等のメリットを生じさせ、それが更なる投資を呼び込んで経済的發展を生むという好循環が見込まれる。このことを通じて、最終的に東アジア全体の安定と繁栄をもたらすものである。

我が国は、モノ、サービス、人、資本などが

より自由に移動できる、自由で成熟した経済圏を東アジア全体に構築することを将来の目標として、まず ASEAN 各国、韓国等との二国間 EPA 及び ASEAN 全体との地域 EPA の取組を進めるとともに、将来の東アジア全体での広域の経済連携についても研究を行っている。

特に、近年の東アジアでの生産ネットワークの拡大及び ASEAN と周辺各国との経済連携の進展に対応し、ASEAN に日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組での EPA (CEPEA) について研究を行うことを我が国から提案しており、首脳レベルでも合意が得られた（前述）。

(b) ASEAN との EPA

日 ASEAN 間では、ASEAN 各国との二国間での取組と日 ASEAN 全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN 全体との EPA

2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始し、経済大臣間、首脳間では、2 年以内に交渉を終了するよう努力することに合意している。

ASEAN 全体との EPA は、日本と ASEAN を一つのエリアとして、人口 6 億 5 千万人、経済規模 5 兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本と ASEAN 双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEAN は依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在する ASEAN の資産を有効活用する観点からも重要である。

さらに、ASEAN 全体との EPA は、日本と ASEAN 各国との二国間 EPA では解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日 ASEAN ワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した高付加価

値部品を用いて ASEAN 域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、二国間の EPA ではカバーできないケースが生じるが、ASEAN 全体との EPA において、「日 ASEAN 原産」の概念を定めて解決することとしている。

なお、ASEAN をめぐっては、中国が既に物品貿易に係る協定を発効させているほか、韓国、インド、オーストラリア等も取組を急いでおり、我が国としても他国に遅れることなく、EPA を締結することが重要である。日 ASEAN EPA の実現により、我が国の GDP は約 1.1 兆円～約 2 兆円増加する効果が生じると試算されているが、一方で、仮に中 ASEAN FTA が締結された場合には、日本の GDP が約 3,600 億円減少するとの試算がある。

(ii) シンガポールとの EPA

2002 年 1 月 13 日に署名、同年 11 月 30 日に発効した。

本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術 (ICT) や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。

本協定発効後、我が国のシンガポールとの貿易は、我が国経済の停滞、SARS、テロ問題等のマイナス要因にもかかわらず、シンガポールへの輸出額が 9.6 % 増、シンガポールからの輸入額は 8.5 % 増と堅調に推移。中でも、関税が撤廃されたビールの輸出及びプラスチック製品の輸入は、それぞれ 20.3 % と 74.7 % の増加を見せた (いずれも 2002 年と 04 年の比較)。

なお、2006 年 4 月に開始された協定見直し交渉が 07 年 3 月に議定書署名に至り、さらなる自

由化が図られることとなった。

(iii) フィリピンとの EPA

2004 年 2 月より交渉を開始し、2006 年 9 月の日比首脳会談において署名に至った。

フィリピンにとっては初の EPA である本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、さらには人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定により、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることが期待される。

なお、フィリピンへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車 (完成車 (30 %)、自動車部品 (3 ~ 10 %))、電気機器 (電気機器部品 (0 ~ 3 %)、リチウムイオン電池 (5 %) 等)、カメラ部品 (3 %)、液晶デバイス (3 %)、樹脂 (1 ~ 10 %) などである (2004 年)。

(iv) マレーシアとの EPA

2004 年 1 月より交渉を開始し、2005 年 5 月に大筋合意を確認、同年 12 月に両国首脳間で協定に正式署名し、同協定は 2006 年 7 月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出し、両国の経済的結びつきは深い。従って、このような両国間での経済連携の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目として、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。マレーシアでは、自動車・自動車部品をはじめ、輸入品に対して高関税が課せられる品目があるため、EPA による関税撤廃の効果が期待される。また、多くの進出企業にとって、

投資ルールの整備やサービス自由化、さらにビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みを整備したことは、重要な意義を有する。

(v) タイとの EPA

2004 年 2 月より交渉を開始し、2005 年 9 月の日タイ首脳会談において大筋合意に至った。なるべく早期の署名・発効を目指す。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を 10 年以内に撤廃する。投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、日本側は調理人、指導員等の入国・就労条件を緩和し、また、今後、スパ・セラピスト、介護福祉士の受入を検討・協議することになる。一方のタイ側は、日本人の滞在及び労働許可の取得に係る条件を緩和する。我が国は、多くの農林水産品を含む包括的な関税撤廃・削減を行うほか、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を行う。

タイは、ASEAN 内では第 1 位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税であり、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、ASEAN における日本企業の中核的な生産拠点（ASEAN 中最多の進出企業数）として、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常に重要であり、さらに、アセアンの中核国タイとの経済連携の実現は、日アセアンや東アジア全体の経済連携を実現するための鍵ともなる。

なお、タイへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車（80 %）、ギアボックス（30 %）等）、電気製品（冷蔵庫、洗濯機（5 %）等）、鉄鋼製品（熱延鋼板（7.5 %）、

亜鉛メッキ鋼板（12 %）等）などである（2004 年）。

(vi) インドネシアとの EPA

2003 年 6 月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後 2 回の予備協議を実施したが、一時中断していた。その後、2004 年 11 月に開催された日インドネシア首脳会談において、インドネシア側から二国間 EPA の関心が示されたこと等を踏まえ、二国間 EPA を念頭にした準備作業を再開した。2004 年 12 月、中川経済産業大臣とマリ商業大臣間で二国間 EPA を念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意し、2005 年 4 月までに 3 回実施した。同年 6 月に首脳間で二国間 EPA 交渉開始に合意し、2005 年 7 月から 2006 年 10 月までの間の 6 回の交渉を経て、2006 年 11 月の日・インドネシア首脳会談で大筋での合意に至った。現在も、出来るだけ早期の合意を目指して交渉を行っている。

インドネシアは、ASEAN 諸国の中で日本からの投資実績（278 億ドル（累積投資額：1990 年～2001 年））が最大の国であり、経済連携によって既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の向上を促進させることで、我が国企業にとって投資環境の安定性や予見可能性を高めることが可能となり、事業環境の改善が期待される。

また、インドネシアは ASEAN 域内で最大の人口（2.3 億人）を擁しており、経済連携を通じて我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保を実現でき、さらに、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しているなど、インドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の一つとなっている。日インドネシア EPA では大筋合意の内容として、我が国の EPA では初めてエネルギー分野の規律を導入している。

【参考】日インドネシア EPA の大筋合意概要

<u>物品市場アクセスの改善</u> ・往復貿易額の約 92 % で関税撤廃(インドネシアからの輸入額の約 93 %、インドネシア側への輸出額の約 90 % (※) が無税に) (※) 鉄鋼の特定用途免税分を加えれば、実質 96 % 前後が無税に。 <u>サービスの市場アクセス改善</u> ・金融、建設、観光、製造業関連サービス等については、更なる自由化を含めレベルの高い約束 ・電気通信、海運、流通について進出済みの日本企業に対して与えられた進出条件の保護 <u>投資環境の整備</u> ・投資、税関手続、知的財産、競争、政府調達のルール整備・透明性向上	<u>エネルギー・鉱物資源分野での二国間協力関係の強化</u> ・投資環境整備、安定供給、政策対話、協力 <u>人の移動の促進</u> ・企業内転勤者、投資家、契約に基づく専門業務に従事する者などの相手国への入国・一時的滞在の円滑化 ・看護師・介護福祉士候補者の受入れ、等 <u>人材育成、技術移転などに関する協力</u>
--	---

(b) ブルネイ・ベトナムとの EPA

これまでベトナム、ブルネイ両国とは、日 ASEAN 全体での取組の下、2005 年 4 月より交渉を開始し、さらに 2 回目の交渉を 7 月に開催した。その後、両国から正式に独立した二国間 EPA 交渉の要望があり、二国間の枠組みとしての検討も進めるべく、12 月の両国との首脳会談において、検討会合や準備協議の開始を合意した。

このうちブルネイとは、2006 年 2 月及び 4 月の 2 回の準備協議を経て 2006 年 5 月に外相間で EPA 交渉開始に合意し、2006 年 6 月から 11 月までの 3 回の交渉後、2006 年 12 月に首脳間の書簡交換で大筋合意を確認した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国であり、本協定の締結により、一層の政治・経済関係強化とエネルギーの安定供給が図られるものと期待される。

またベトナムとは、2006 年 2 月及び 4 月の検討会合を経た後、2006 年 10 月の日越首脳会談において、2007 年 1 月からの交渉入りに合意

し、第 1 回交渉を 1 月に東京で開催した。

近年、ベトナムは日本企業にとっての魅力を増しつつある。本協定による投資環境改善等により、両国間の政治・経済関係が更に強化されることが期待される。

(c) 韓国との EPA

2003 年 12 月に EPA 交渉を開始しており、2004 年 11 月以降交渉が事実上中断しているが、引き続き実現に向け努力していく。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA 締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。現在、隣り合った先進国で EPA を締結していないのは日韓両国のみである。

なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(8%))、部

品（８％）、電機製品（８％）、偏光材料のシート板（８％）などである（２００４年）。

また、日中韓３カ国による投資に関する法的枠組みを模索するための政府間協議が、２００５年５月から６回行われ、２００７年１月に投資協定の正式交渉入りに合意、同年３月に第１回交渉を行った。

(d) メキシコとの EPA

２００２年１１月より交渉を開始し、２年近くに亘る精力的な交渉の結果、２００４年３月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、２００４年９月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は２００４年１１月に批准、２００５年４月１日に発効した。

本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約１６％（２００１年平均実効税率ベース））の大部分が１０年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおける欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後の両国の貿易量（２００５年上半期）は前年同期比で約３割（財務省貿易統計）の増加となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。

(e) チリとの EPA

２００４年１１月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、２００５年１月末に研究会を開始し、以後４回の会合を実施した。同年１１月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、

２００６年２月から９月にかけて４回の交渉会合を実施、２００６年９月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第５回交渉を同年１１月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、２００７年３月末に日チリ EPA は署名された。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約４０か国との間で FTA を締結しており、我が国としては、FTA/EPA が存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要である。

なお、チリへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車、部品）（６％）、タイヤ（６％）、原動機（６％）、映像機器（６％）などである（２００４年）。

(f) GCC との FTA

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる GCC（湾岸協力会議）諸国との FTA について、２００６年３月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、４月に小泉前総理とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、０６年９月に交渉を開始し、０７年１月に第２回交渉を実施した。

この地域は、我が国の原油輸入全体の７５％以上（２００５年）を占め、また我が国からの総輸出額も１．４兆円を超えるなど、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。

さらに、日・GCC 間の FTA 交渉ではカバーしていない分野について、サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を ０６年１０月から再

開し(07年2月、第3回交渉実施)、カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議するカタール合同経済委員会(06年11月第1回開催)を新たに設置した。

(g) インドとの EPA

2004年8月、当省と印商工省・財務省の閣僚間において、EPAの可能性を視野に入れた次官級の「政策対話」を開始することに合意し、2005年4月に第1回政策対話を開催した。また、2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた準備を開始するよう事務方に指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入りに合意がされ、2007年1月に第1回交渉を実施した。約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指している。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品(15%)、鉄鋼製品(10%、15%)、精密機器(15%)、工作機械(15%)などである(2004年)。

(h) 豪州との EPA

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、

2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化のあり方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に5回の共同研究会合が開催され、同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。

日豪EPAのメリットとしては、①鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、資源・エネルギーの安定供給を図る、②関税撤廃による貿易の拡大(日豪EPAにより、豪州が既にEPAを締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上する)、③先進資本主義国同士のEPAとして知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定をすることで、東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される、といった要素が挙げられる。

なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(完成車(10%))、商用車(完成車(5%))、自動車部品(乗用車(10%))、ショベルローダー(5%)、油送管(5%)などである(2005年)。

(i) スイスとの EPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化のあり方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意した。

欧州との初の経済連携の取組であり、かつ先進国同士であるスイスとのEPAでは以下のよ

うなメリットが期待される。

- ①両国のセンシティブ品目を考慮しつつ、高いレベルの自由化を通じた物品貿易の促進
- ②投資・サービス貿易における高いレベルの自由化確保と投資環境の保護
- ③高水準な知財立国として高いレベルの知的財産権の保護及び模倣品・海賊版対策での協働
- ④スイスにおける企業の取締役役に対する国籍要件の不適用や居住要件の緩和、及び滞在許可証発給における人数制限の不適用等を通じたビジネス環境整備

なお、スイスへの輸出における主要な有税品目及びその関税は、乗用車（12－15 フラン/100 KG）、モーターサイクル（37 フラン/100 KG）、白金（80－1599 フラン/100 KG）、テレビ、ビデオ（58 フラン/100 KG）などである（2005 年）。